

林道工事及び治山工事における I C T 活用工事の試行方針

1 対象工事

新潟県農林水産部が所管する林道工事及び治山工事

2 I C T 活用工事の実施方法

林野庁が定める試行実施要領に基づき実施するが、当面の間は「受注者希望型」により実施することとする。※¹ ※²

3 I C T 活用工事

以下に示す(1)から(5)の段階で I C T を活用する工事をいう。なお、必須項目及び受注者の希望による項目は各工種の試行実施要領による。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成
- (3) I C T 建設機械による施工※³
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

4 費用の計上

発注は従来どおりの積算とし、I C T 活用工事を実施する場合は、林野庁が定める試行積算要領等に基づき、必要経費を変更設計書に計上する。※⁴

5 施工管理基準

新潟県林業土木工事標準仕様書による。

6 工事成績での加点

I C T 活用工事を実施した場合、「創意工夫」において評価する。

7 適用

令和8年10月20日以降、入札の公告または入札の通知（指名競争入札の場合）を行う工事

※1 「受注者希望型」による場合の具体的な手続きは、以下のとおり。

- (1) 入札の公告等において特記仕様書により「I C T 活用工事（受注者希望型）」の対象工事であることを明示する。
- (2) 契約後に受注者から希望があった場合、受発注者協議により I C T 活用工事を実施することができる。

※2 林野庁が定める試行実施要領は、以下のとおり（令和8年10月時点）。

- (1) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（土工）試行実施要領
- (2) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（付帯構造物設置工）試行実施要領
- (3) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（法面工）試行実施要領
- (4) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（作業土工（床掘））試行実施要領
- (5) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（舗装工）試行実施要領
- (6) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（擁壁工）試行実施要領
- (7) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（治山ダム工）試行実施要領

※3 ICT建設機械とは3次元マシンコントロール技術（MC）または3次元マシンガイダンス技術（MG）を用いた建設機械をいう。

MC：建設機械の位置情報と3次元設計データによりバケット等を自動制御する技術。

MG：建設機械の位置情報と3次元設計データにより、運転席のモニターにバケット等の位置と設計データとの差分を表示し、オペレーターの操作を誘導する技術。

※4 林野庁が定める試行積算要領等は、以下のとおり（令和8年10月時点）。

- (1) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（土工）試行積算要領
- (2) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（付帯構造物設置工）試行積算要領
- (3) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（法面工）試行積算要領
- (4) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（作業土工（床掘））試行積算要領
- (5) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（舗装工）試行積算要領
- (6) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（土工 1,000m³ 未満）試行積算要領
- (7) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（擁壁工）試行積算要領
- (8) 森林整備保全事業 ICT 活用工事（治山ダム工）試行積算要領
- (9) 森林整備保全事業における ICT 活用工事 Q & A について